

○改善指導の標準プログラムについて（依命通達）

平成18年5月23日法務省矯成第3350号
矯正局長依命通達 矯正管区長、行刑施設の長
宛て

改正 平成21年3月30日法務省矯成第1466号
平成22年4月1日法務省矯成第1495号
平成22年9月30日法務省矯成第6028号
平成23年3月30日法務省矯成第1797号
平成25年3月22日法務省矯成第610号
平成27年3月20日法務省矯成第754号
平成28年5月24日法務省矯成第1458号
平成29年7月3日法務省矯成第1807号
平成30年3月27日法務省矯成第930号
令和5年7月10日法務省矯成第1168号
令和5年11月24日法務省矯成第2041号
令和6年3月26日法務省矯成第480号
令和7年5月29日法務省矯成第1416号
令和8年1月26日法務省矯成123号

標記について、受刑者の各種指導に関する訓令（平成18年法務省矯成訓第3348号大臣訓令。以下「訓令」という。）第7条第2項の規定により、下記のとおり定め、訓令の施行の日から実施することとしたので、遺漏のないよう配意願います。

記

- 1 薬物依存離脱指導の標準プログラム
別紙1に定めるところによること。
- 2 暴力団離脱指導の標準プログラム
別紙2に定めるところによること。
- 3 性犯罪再犯防止指導の標準プログラム
別紙3に定めるところによること。
- 4 被害者の視点を取り入れた教育の標準プログラム
別紙4に定めるところによること。
- 5 交通安全指導の標準プログラム
別紙5に定めるところによること。
- 6 暴力防止指導の標準プログラム
別紙6に定めるところによること。

別紙1 薬物依存離脱指導の標準プログラム

1 指導の目標

薬物依存の認識及び薬物使用に係る自己の問題を理解させた上で、断薬への動機付けを図り、再使用に至らないための知識及びスキルを習得させるとともに、社会内においても継続的に薬物依存からの回復に向けた治療及び援助等を受けることの必要性を認識させること。

2 対象者

麻薬、覚醒剤その他の薬物に対する依存がある者とする。

3 指導科目

指導科目は以下のとおりとする。

(1) 必修プログラム

対象者の全員に対して実施する科目

(2) 専門プログラム

対象者のうち、再犯のリスク、薬物への依存、薬物を再使用するおそれの程度、執行すべき刑期、知的能力、断薬への意欲等を総合的に勘案し、薬物依存からの回復に向け、より専門的・体系的な指導を受講させる必要性が高いと認められる者に対して実施する科目

(3) 移行プログラム

対象者のうち、再犯のリスク、薬物への依存、薬物を再使用するおそれの程度、執行すべき刑期、知的能力、断薬への意欲等を総合的に勘案し、社会内の生活においても薬物依存に至らないための知識及びスキルを定着させるとともに、薬物依存からの回復に必要な社会資源について理解させ、治療の継続等の動機付けを高める必要性が高いと認められる者に対して実施する科目

(4) 選択プログラム

対象者のうち、個々の問題性に応じて必修プログラム、専門プログラム又は移行プログラムに加えて補完的な指導を受講させる必要性が高いと認められる者に対して実施する科目

4 指導項目及び内容

(1) 必修プログラム、専門プログラム及び移行プログラムにおいては、別表「薬物依存離脱指導カリキュラム」に定められた項目及び内容について指導すること。

(2) 選択プログラムにおいては、必修プログラム、専門プログラム又は移行プログラムの内容を補完するものとして、別表「薬物依存離脱指導カリキュラム」を基準として、各施設において定めた項目及び内容について指導すること。

5 指導方法

(1) 必修プログラム

別途指定する教材による課題学習に取り組みさせること。

(2) 専門プログラム

グループワークにより実施すること。

(3) 移行プログラム

原則として、グループワーク、民間自助団体等によるミーティング等の方法により行うこと。

なお、グループワーク開始後、対象者を順次拡大しても差し支えない。

(4) 選択プログラム

民間自助団体等によるミーティング、グループワーク、講義、視聴覚教材の視聴、課題学習、個別面接等の方法により行うこと。

6 指導を行う者

(1) 職員

(2) 処遇カウンセラー（薬物担当）

認知行動療法等の技法に通じた公認心理師等との協働を図ること。

(3) 民間協力者

ア 薬物依存からの回復を目指す民間自助団体の協力を得よう努めること。

イ 医師や薬剤師等の医療関係者、警察関係者等、薬物問題に関する専門家等の協力を得よう努めること。

7 指導時間数、頻度及び期間

(1) 必修プログラム

各刑事施設の実情に応じ、また、対象者の資質及び指導の効果等を考慮して、おおむね、以下を目安に実施すること。

ア 指導時間数

1 単元60分から90分まで、2又は3単元を標準とすること。

イ 頻度

各単元間に適当な間隔を空けること。

ウ 期間

1か月から3か月までを標準とすること。

(2) 専門プログラム

各刑事施設の実情に応じ、また、対象者の資質及び指導の効果等を考慮して、おおむね、以下を目安に実施すること。

ア 指導時間数

1 単元60分から90分まで、12単元を標準とすること。

イ 頻度

各単元間に適当な間隔を空けること。

ウ 期間

3か月から6か月までを標準とすること。

(3) 移行プログラム

各刑事施設の実情に応じ、また、対象者の資質及び指導の効果等を考慮して、おおむね、以下を目安に実施すること。

ア 指導時間数

1 単元60分から90分まで、6単元を標準とすること。

イ 頻度

各単元間に適当な間隔を空けること。

ウ 期間

1. 5か月から5か月程度までを標準とすること。

エ 実施時期

必修プログラム又は専門プログラム終了後、指導の受講状況、刑事施設における生活状況、必修又は専門プログラム受講後に経過した期間等を総合的に検討し、適切な時期に実施すること。

なお、移行プログラム終了後、出所までの期間が6か月以上ある場合は、同期間中における更なる実施を検討すること。

(4) 選択プログラム

各刑事施設の実情に応じ、また、対象者の資質及び指導の効果等を考慮して、指導時間数、頻度及び期間を設定すること。

8 指導に当たって配慮すべき事項

指導に当たっては、専門機関、民間自助団体等に職員を派遣するなどして、職員の指導力の向上に配慮すること。また、社会内においても薬物依存からの回復に向けた取組を対象者が継続できるよう、社会復帰支援の実施も視野に入れながら、更生保護官署、専門機関、民間自助団体等との連携を図ること。

別表 薬物依存離脱指導カリキュラム

科目	項目	指導内容	方法
必修プログラム	はじめに	プログラムの概要を説明し、受講意欲を高めさせる。	・課題学習
	薬物使用の影響	薬物を使用することの利点及び欠点について考えさせることで問題意識を持たせる。	・課題学習
	引き金に注意	薬物依存からの回復の段階における特徴的な心身の状況を理解させるとともに、回復に対する見通しを持たせる。薬物使用につながる「外的引き金」及び「内的引き金」を具体化させるとともに、自己の薬物使用のパターンの流れについての理解を深めさせる。	・課題学習
	再使用の予測と防止①	「リラプス」とは、薬物を使用していた行動・生活パターンに戻ってしまうことであり、再使用防止のためには「リラプス」の兆候に気付き、対処する必要があることを理解させるとともに、自己の「リラプス」の兆候及び対処方法を具体的に考えさせる。	・課題学習
	再使用の予測と防止②	回復途中に感じる「退屈さ」が「引き金」になることに気付かせるとともに、スケジュールを立てることの大切さを理解させる。回復過程においては、ストレスの自覚及びそれへの適切な対処が大切であることを理解させ、具体的な対処方法を考えさせるとともに実行を促す。	・課題学習
	活用できる社会資源	社会内で断薬を継続するための支援を行っている専門機関についての情報を提供するとともに、民間自助団体の活動を紹介し、その内容について理解させる。	・課題学習
	おわりに	「再使用防止計画書」を作成させ、これまで学習してきた内容を確認しながら、自己の「リラプス」の兆候及び引き金となる事象並びにそれらへの対処方法について具体的にまとめさせる。	・課題学習

専門プログラム	オリエンテーション	プログラムの概要を説明し、目的及びルールについて理解させる。薬物を使用することの利点及び欠点について考えさせることで問題意識を持たせるとともに、受講意欲を高めさせる。 依存症とは何かを理解させる。	・グループワーク
	薬物使用の流れ	薬物依存がどのように形成されるのかを理解させるとともに、入所前の自己の状態を振り返らせる。「引き金」とは何かを理解させるとともに、薬物使用に至る流れに関する知識を身に付けさせる。	・グループワーク
	外的引き金	薬物使用につながる「外的引き金」を具体化させるとともに、自己の薬物使用のパターン及び流れについての理解を深めさせる。	・グループワーク
	内的引き金	自己の薬物使用につながる「内的引き金」を具体化させるとともに、自己の薬物使用のパターン及び流れについての理解を深めさせる。	・グループワーク
	回復段階	薬物依存からの回復の段階における特徴的な心身の状況を理解させるとともに、回復に対する見通しを持たせる。	・グループワーク
	リラプスの予測と防止	「リラプス」とは、薬物を使用していた行動・生活パターンに戻ってしまうことであり、再使用防止のためには「リラプス」の兆候に気付き、対処する必要があることを理解させるとともに、自己の「リラプス」の兆候及び対処方法を具体的に考えさせる。	・グループワーク
	いかりの綱	再使用には前兆があることを気付かせるとともに、再使用に至らないための方法を具体的に考えさせる。所内生活において、それらの対処方法を実践するよう促す。	・グループワーク
	退屈	回復途中に感じる「退屈さ」が「引き金」になることに気付かせるとともに、スケジュールを立てることの大切さを理解させる。	・グループワーク

	社会内のサポート ー自助グループと は	社会内で断薬を継続するための支援を行っ ている専門機関についての情報を提供す るとともに、民間自助団体の活動を紹介し、 その内容について理解させる。	・グループワーク
	仕事と回復	仕事が回復にどのような影響を及ぼすかを 理解させるとともに、両者のバランスを取 ることの大切さを認識させる。	・グループワーク
	再使用防止計画書	「再使用防止計画書」の発表を通じて、こ れまで学習してきた内容を確認しながら、 自己の「リラプス」の兆候、引き金となる 事象及びそれらへの対処方法について具体 的にまとめさせる。また、他の受講者から のフィードバック及び発表を聞くことで、 それまでの自己になかった新たな気づきを 得る機会を提供する。	・グループワーク
	まとめ	回復過程に必要なことは、意志の強さでは なく、賢い対処であることを理解させると ともに、これまでのセッションで学んできた 効果的な対処方法が身に付いてきている かを受講者本人に確認させる。	・グループワーク
移行 プロ グラム	回復の持続と再使 用のないより良い 人生	自己の人生及び薬物使用との関係を振り返 らせるとともに、薬物に求めていたものを 確認させた上、薬物依存からの回復に向け た人生について想起させる。	・グループワーク等
	危険な場面に対処 しよう	薬物を再使用しやすい場面における対処方 法を検討させるとともに、アルコール等の 物質依存との関連について理解させる。	・グループワーク等
	再使用の引き金と いかりの綱	薬物の再使用の「引き金」及び「いかり」 について整理させるとともに、再使用を防 止する具体的な方法について確認させた 上、「再使用防止計画書」について検討させ る。	・グループワーク等

	自分を大切にし、強みを生かそう	セルフケア及びストレスマネジメントの方法について紹介するとともに、自己の自信となる強み及び努力していることについて理解を促進させる。	・グループワーク等
	回復を支えてくれる他者・居場所	薬物依存症の回復に必要となる治療・支援機関等の社会資源について理解させるとともに、支援等につながるための意欲を高めさせ、支援者等との付き合い方について考えさせる。	・グループワーク ・民間自助団体等によるミーティング等
	回復を目指す自己の取扱説明書	自己の心身の状態について理解及び把握させるとともに、他者に自己の状態及び気持ちを適切に伝えるためのスキルを習得させる。	・グループワーク等
選択プログラム	項目及び指導内容については、上記専門プログラムから項目を選択し、各項目の指導内容に準じた内容とする。		・民間自助団体等によるミーティング ・グループワーク ・講義 ・視聴覚教材の視聴 ・課題学習 ・個別面接 ・S S T 等

別紙2 暴力団離脱指導の標準プログラム

1 指導の目標

暴力団離脱に向けた働き掛けを行い、本人の有する具体的な問題性の除去及び離脱意志の醸成を図ること。

2 対象者

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者とする。

3 指導項目

おおむね、以下の項目について指導すること。

- (1) 加入動機と自己の問題点
- (2) 金銭感覚の是正
- (3) 周囲（家族、社会等）に与えた影響
- (4) 暴力団の現状と反社会性
- (5) 暴力団を取り巻く環境
- (6) 自己の問題点の改善
- (7) 離脱の具体的な方法
- (8) 釈放後の就職
- (9) 離脱の決意と生活設計

4 指導方法

- (1) 集団指導を原則とするが、集団に編入することが困難な対象者については、個別指導を中心に実施しても差し支えないこと。
- (2) 講義、グループワーク、個別面接、課題作文、視聴覚教材の視聴等を適宜組み合わせて実施すること。
- (3) 対象者を以下のように更に分けて、その事情に応じて実施することを検討すること。
 - ア 離脱意志が固く、直ちに実質的な離脱の手続を開始しようとしている者
 - イ 離脱意志はあるが、具体的な手続にはちゅうちょしている者
 - ウ 離脱の意志がない者

5 指導を行う者

- (1) 職員
- (2) 関係機関等
警察関係者、職業安定所職員、都道府県暴力追放運動推進センター等の協力を得ること。

6 指導時間数、頻度及び期間

各刑事施設の実情に応じ、また、対象者の資質及び指導の効果等を考慮して、おおむね、以下を目安に実施すること。

- (1) 指導時間数
1 単元 50 分、9 単元を標準とすること。

(2) 頻度

各単元間に適当な間隔を空けること。

(3) 期間

2か月から4か月までを標準とすること。

7 指導に当たって配慮すべき事項

(1) 具体的な指導内容及び方法については、別表「暴力団離脱指導カリキュラム」を基準とすること。

(2) 集団の編成に当たっては、対象者同士の敵対関係等、指導を妨げる要因に留意すること。

(3) 本指導を受講した受刑者がその所属する暴力団から離脱する意志を表明した場合には、平成6年8月26日法務省矯保第2198号矯正局長通達「暴力団関係被収容者の暴力団からの離脱等に関する警察機関との協力について」に基づいて警察機関の協力を求めるなど、できる限りこれを援護すること。

別表 暴力団離脱指導カリキュラム

項目	指導内容	方法
オリエンテーション	受講の目的及び意義を理解させる。 (カリキュラムの説明、動機付け)	・講義
加入動機と自己の問題点	加入の動機を振り返らせ、自己の問題点について考えさせる。	・グループワーク ・課題作文 ・面接
金銭感覚の是正	暴力団に加入したことにより、金銭感覚がそれまでの生活と一転し、考え方も変化したことについて考えさせる。	・課題作文 ・面接
周囲（家族、社会等）に与えた影響	家族をはじめとする周囲の人々に及ぼした影響について考えさせる。	・グループワーク ・課題作文 ・面接 ・役割交換書簡法
暴力団の現状と反社会性	暴力団の現状及びその反社会的性質について認識させ、暴力団に加入したことが誤りであったことに気付かせる。	・講義（警察関係者等） ・視聴覚教材の視聴
暴力団を取り巻く環境	いわゆる暴対法等の講義を実施し、暴力団に加入していることによって、これからも犯罪に関わってしまう可能性が高いことに気付かせる。	・講義 ・視聴覚教材の視聴
自己の問題点の改善	自己の問題点を改善するための、具体的な方法について考えさせる。	・グループワーク ・課題作文 ・面接
離脱の具体的な方法	離脱のための具体的な手続及び方法について理解させた上で、自己の対応について考えさせる。	・講義（警察関係者等） ・グループワーク ・面接
釈放後の就職	求職状況及び求人状況の現状を認識させた上で、健全な職業観を身に付けさせ、出所後の就職への心構えをさせる。	・講義（公共職業安定所職員等） ・課題作文
離脱の決意と生活設計	離脱の決意を固めさせ、出所後の具体的な生活設計を立てさせる。	・講義 ・グループワーク ・面接 ・課題作文

別紙3 性犯罪再犯防止指導の標準プログラム

1 指導の目標

不同意わいせつ、不同意性交等その他これに類する犯罪又は自己の性的好奇心を満たす目的をもって人の生命若しくは身体を害する犯罪（以下「性犯罪」という。）につながる自己の問題性を認識させ、その改善を図るとともに、再犯しないための具体的な方法を習得させることを目標とすること。

2 対象者

(1) 対象者の要件

性犯罪の要因となる認知の偏り、自己統制力の不足等がある者とする。

(2) 対象者の選定方法

ア 指導の対象者は、スクリーニング及び性犯罪者調査の結果に基づき選定すること。

イ スクリーニングは、全ての受刑者に対し、確定施設における刑執行開始時調査時に行うものとし、調査項目は、犯罪の内容、常習性の有無及び性犯罪につながる問題性の有無等とすること。ただし、受刑者の処遇調査等に関する訓令（平成18年法務省矯成訓第3308号大臣訓令）第8条第2項の規定により調査センターにおいて刑執行開始時調査を行う受刑者については、調査センターにおいて行うこと。

ウ 性犯罪者調査は、スクリーニングの結果、特に調査が必要と認められる者に対し、調査センターにおいて又は調査センターから専門的知識及び技術を有する職員の派遣等を受けて行うものとし、調査項目は、再犯のリスク及び性犯罪につながる問題性の程度並びに受講を困難又は不適當とする事情の有無とすること。

3 指導密度等

(1) 指導密度

指導密度は次のように区分し、対象者ごとに、その性犯罪に係る再犯のリスク及び性犯罪につながる問題性の程度に応じて指定すること。

ア 高密度 リスク及び問題性が大きい者

イ 中密度 リスク及び問題性が比較的限定的な者

ウ 低密度 リスク及び問題性が比較的小さい者

(2) 指導科目

指導密度ごとの指導科目は、次のとおりとすること。

ア 高密度 全科目を受講させる。

イ 中密度 必修科目及びその者の問題性に応じて必要な科目を受講させる。

ウ 低密度 必修科目のみを受講させる。

科 目		高密度	中密度	低密度
オリエンテーション		必 修	必 修	必 修
準備プログラム		必 修	必 修	—
本	第1科 自己統制	必 修	必 修	必 修 (凝縮版)
	第2科 認知のくせと新たな認知	必 修	選 択	—
	第3科 他者と社会との関わり	必 修	選 択	—

科	第4科 感情統制	必修	選択	—
	第5科 被害者等理解	必修	選択	—
メンテナンス		必修	必修	必修

(3) 調整プログラム

ア (1)の規定にかかわらず、知的能力に制約がある者については、その者のために特別に指導内容等を調整したプログラム（以下「調整プログラム」という。）の対象者に指定することができること。

イ 調整プログラムの対象者に対しては、全科目を必修として受講させるほか、必要に応じてSST（ソーシャル・スキルズ・トレーニング）、金銭管理等の補助科目を受講させること。

(4) 集中プログラム

(1)の規定により指導密度を指定されたものの、それに対応する指導期間を確保できない者については、比較的短期の間に(2)の各科目の内容を効率的・効果的に理解させることができるよう中心的指導内容を集中させたプログラム（以下「集中プログラム」という。）の対象者に指定することができること。

4 指導方法

(1) グループワーク及び個別に取り組む課題を中心とし、必要に応じ、指導からの離脱を抑止し、グループワークを安定して継続できるようにするためのカウンセリングその他の個別対応を組み合わせで行うこと。

(2) グループワークは、おおむね8名程度の対象者（調整プログラムについては、おおむね6名程度、集中プログラムについては、おおむね8名以内）及び各回2名程度の指導者によって構成するグループで行い、原則として、各科目の構成員は固定とすること。ただし、メンテナンスでは、個別指導を原則とし、グループ指導を実施する場合には、8名以内の対象者及び各回2名程度の指導者によって構成するグループで行うこと。

(3) 指導に当たっては、性犯罪者調査の結果に基づき、対象者ごとに、指導密度並びに指導の内容及び方法を定めた指導計画を作成すること。

(4) 指導の実施時期は、おおむね次に掲げる基準によること。ただし、指導に対する動機付けが低いこと、他に優先して実施すべき矯正処遇があることその他の事情により相当と認めるときは、指導を延期し、その事情が解消された後、適切な時期を検討して実施すること。

ア オリエンテーション

性犯罪者調査の終了後、速やかに実施すること。

イ 準備プログラム

本科の直前に実施すること。

ウ 本科

(ア) 執行すべき刑期が5年未満の場合 可能な限り早期に実施すること。

(イ) 執行すべき刑期が5年以上10年未満の場合 執行すべき刑期のおおむね2分の1を経過する頃までに指導を終了することを目安に実施すること。

(ウ) 執行すべき刑期が10年以上の場合 刑の執行開始後5年経過時までに指導を終

了することを目安に実施すること。

エ メンテナンス

釈放に近接する時期に実施すること。具体的な時期は、指導の受講状況、刑事施設における生活状況、本科受講後に経過した期間等を総合的に検討し、個別に設定すること。ただし、本科終了後釈放までの期間が短いことその他の理由によりメンテナンスを実施することが困難である場合は、メンテナンスを省略することができること。

5 指導を行う者

- (1) 職員
- (2) 処遇カウンセラー（性犯担当）

認知行動療法等の技法に通じた公認心理師等との協働を図ること。

6 指導時間数、頻度及び期間

各刑事施設の実情に応じ、また、対象者の資質及び指導の効果等を考慮して、おおむね、以下を目安に実施すること。

(1) 指導時間数

ア 単位時間

準備プログラムについては、1 単元 60 分、それ以外については 1 単元 100 分を標準とすること。ただし、グループの構成員の能力等に照らし相当と認めるときは、おおむね 90 分から 110 分までの範囲で短縮し、又は延長して差し支えないこと。

イ 単元数

科目ごとの単元数の標準は、次のとおりとすること。ただし、調整プログラムについては、下記(ウ) から(キ)までに掲げる科目を区別せずに、第 1 部「昔の私」（過去の自分及び性加害を振り返る部をいう。）及び第 2 部「新しい私」（再犯防止のための対処方法を学ぶ部をいう。）の 2 部構成に編成し、本科については全体で 75 単元から 95 単元までの範囲内において実施することを標準とし、集中プログラムについては、30 単元を標準とすること。

- (ア) オリエンテーション 1 から 2 単元
- (イ) 準備プログラム 4 単元
- (ウ) 第 1 科 自己統制 32 単元（凝縮版は 17 単元）
- (エ) 第 2 科 認知のくせと新たな認知 13 単元
- (オ) 第 3 科 他者と社会との関わり 8 単元
- (カ) 第 4 科 感情統制 7 単元
- (キ) 第 5 科 被害者等理解 7 単元
- (ク) メンテナンス 3 単元以上

(2) 頻度

週 1 回 1 単元又は週 2 回 2 単元（準備プログラムについては、週 2 回 2 単元）を標準とすること。

(3) 本科等指導期間

指導密度ごとの標準期間は、次のとおりとすること。ただし、調整プログラムについては、おおむね 11 か月（準備プログラムを含む。）を標準とし、集中プログラムについては、おおむね 4 か月を標準とすること。

ア 高密度 おおむね9か月（準備プログラムを含む。）

イ 中密度 おおむね7か月（準備プログラムを含む。）

ウ 低密度 おおむね4か月

7 指導に当たって配慮すべき事項

- (1) 具体的な指導内容及び方法については、別表「性犯罪再犯防止指導カリキュラム」を基準とすること。
- (2) この標準プログラムに基づく指導を終了したときは、処遇調査を行い、指導の受講により変化した点等の把握に努め、その結果を処遇要領に反映させること。
- (3) 上記(2)のほか、必要に応じ、指導の実施前及び実施中にも処遇調査を行い、性犯罪につながる問題性の程度、指導を困難又は不相当とする事情の有無等について再検討を加えること。
- (4) 記4の(4)ただし書に基づき、指導に対する動機付けが低いことにより指導の実施を延期している者に対しては、継続的に働き掛けを行い、動機付けを高めるよう配慮すること。

別表 性犯罪再犯防止指導カリキュラム

科目	指導内容	方法	
オリエンテーション	指導の構造及び実施目的について理解させる。 性犯罪につながる問題性を助長するおそれがある行動について説明し、自己規制するよう方向付ける。 受講に関する質疑応答を実施し、対象者の不安の軽減を図る。	・講義	
準備プログラム	受講の心構えを養い、参加の動機付けを高めさせる。	・グループワーク	
本科	第1科 自己統制	事件につながった要因について幅広く検討し、特定させる。 事件につながった要因が再発することを防ぐための再発防止計画（セルフ・マネジメント・プラン）を作成させる。 今後達成したい目標、自己の強み等を踏まえ、効果的な介入に必要なスキルを身に付けさせる。	・グループワーク ・個別課題
	第2科 認知のくせと新たな認知	認知が感情、行動及び身体に与える影響について理解させる。 再犯につながりやすい認知に代わり、新たな思考スタイルを身に付けさせ、再発防止計画（セルフ・マネジメント・プラン）に組み込ませる。	・グループワーク ・個別課題
	第3科 他者と社会との関わり	認知が人間関係に与える影響について理解させ、適切な自己主張の方法を身に付けさせる。 出所後の人間関係について検討し、再発防止計画（セルフ・マネジメント・プラン）に組み込ませる。	・グループワーク ・個別課題
	第4科 感情統制	感情が認知、行動、身体及び他者との関係に与える影響について、理解させる。 感情統制の機制を理解させ、必要なスキルを身に付けさせる。	・グループワーク ・個別課題
	第5科 被害者等理解	様々な視点から事件を振り返らせ、被害の影響を学ばせる。 行動選択の責任について考えさせる。	・グループワーク ・個別課題

メンテナンス	知識及びスキルを復習させ、再犯しない生活 を続ける決意を再確認させる。 作成した再発防止計画（セルフ・マネージメ ント・プラン）の見直しをさせる。 社会内処遇への円滑な導入を図る。	・個別指導 ・グループワー ク
--------	--	-----------------------

別紙4 被害者の視点を取り入れた教育の標準プログラム

1 指導の目標

(1) 導入プログラム

受刑に対する気持ちを整理させ、犯した罪及びその影響に向き合う心構えを作ること。

(2) 準備プログラム

自己の問題に目を向けさせ、被害者及びその遺族等の被害に関する心情及び置かれている状況並びに法第85条第3項の規定により聴取した心情等に向き合わせるなどして、自らのしよく罪の在り方を模索させること。

(3) 本科プログラム

自らの犯罪と向き合うことで犯した罪の大きさ、被害者及びその遺族等の被害に関する心情及び置かれている状況並びに法第85条第3項の規定により聴取した心情等を認識させ、被害者及びその遺族等に誠意を持って対応していくとともに、再び罪を犯さない決意を固めさせること。

(4) 継続プログラム

再び罪を犯さない具体的な方法を考えさせるとともに、被害者及びその遺族等に対する謝罪及び被害弁償に向けた具体的な行動を考えさせること。

2 対象者

被害者の命を奪い、又はその心身に重大な被害をもたらすなどの罪を犯し、被害者及びその遺族等に対する謝罪及び被害弁償について特に考えさせる必要がある者とする。

3 指導項目

おおむね、以下の項目について指導すること。

(1) 導入プログラム

ア 事件の振り返り

イ 被害者及びその遺族等の被害に関する心情及び置かれている状況の理解と今後の受刑生活の在り方

(2) 準備プログラム

本科プログラムの実施に向け、導入プログラム及び本科プログラムの各項目のうち対象者に指導する必要性が高いと認められるものについて、当該項目に準じて行う。

(3) 本科プログラム

ア 命の尊さの認識

イ 被害者及びその遺族等の被害に関する心情及び置かれている状況並びに法第85条第3項の規定により聴取した心情等の理解

ウ 罪の重さの認識

エ 謝罪及び被害弁償についての責任の自覚

オ 具体的な謝罪及び被害弁償の方法

カ 再び罪を犯さない決意

(4) 継続プログラム

謝罪及び被害弁償についての責任の自覚を深め、その方法を具体化するため、導入プログラム及び本科プログラムの各項目のうち対象者に指導する必要性が高いと認められるものについて、当該項目に準じて行う。

4 指導方法

(1) ゲストスピーカーによる講話、講義、視聴覚教材の視聴、グループワーク、役割交換書簡法、課題作文、個別面接等を適宜組み合わせること。

(2) 以下の内容については、特に重点的に実施すること。

ア ゲストスピーカーを招へいして、犯罪被害者又はその遺族等の生の声を聞かせること。

イ 視聴覚教材や手記等を活用して、被害者及びその遺族等の被害に関する心情及び置かれている状況を認識させること。

5 指導を行う者

(1) 職員

(2) 民間協力者

犯罪被害者及びその遺族等、犯罪被害者支援団体のメンバー、犯罪被害者問題に関する研究者、警察、法曹関係者等の協力を積極的に得るよう努めること。

6 指導時間数、頻度及び期間

各刑事施設の実情に応じ、また、対象者の資質及び指導の効果等を考慮して、おおむね、以下を目安に実施すること。

(1) 導入プログラム

ア 指導時間数

1 単元 60 分から 90 分まで、3 単元を標準とすること。

イ 頻度

各単元間に適当な間隔を空けること。

ウ 期間等

1 か月から 3 か月までを標準とし、刑執行開始時の指導終了後、おおむね 1 年以内に実施すること。

(2) 準備プログラム

ア 指導時間数及び頻度

対象者ごとに少なくとも年 1 回以上実施することとし、各刑事施設の実情に応じ、また、対象者の刑期、資質及び指導の効果等を考慮して設定すること。

イ 期間

(1)の導入プログラム終了後から(3)の本科プログラム開始までの間とすること。

(3) 本科プログラム

ア 指導時間数

1 単元 50 分、12 単元を標準とすること。

イ 頻度

各単元間に適当な間隔を空けること。

ウ 期間

3か月から6か月までを標準とすること。

(4) 継続プログラム

ア 指導時間数及び頻度

対象者ごとに少なくとも年1回以上、釈放前おおむね1年間については2回以上実施することを標準とし、各刑事施設の実情に応じ、また、対象者の刑期、資質及び指導の効果等を考慮して設定すること。

イ 期間

(3)の本科プログラム終了後から釈放までの間とすること。

7 指導に当たって配慮すべき事項

- (1) 被害者及びその遺族等の被害に関する心情及び置かれている状況並びに法第85条第3項の規定により聴取した心情等を考えさせ、理解させるためには、その前提として、受刑者自身の過去の被害体験等、個々の受刑者の事情への対応も必要であることに留意すること。
- (2) 具体的な指導内容及び方法については、別表「被害者の視点を取り入れた教育カリキュラム」を基準とすること。
- (3) 実施に当たっては、受刑者並びに被害者及びその遺族等双方のプライバシー保護に十分留意すること。
- (4) 被害者等の申出により聴取したものを含め、個々の被害者等の心情等では、個別面接において考慮の上指導すること。

なお、情報の取扱いについては、万が一にも漏えいすることのないよう、万全を期すこと。

別表 被害者の視点を取り入れた教育カリキュラム

科目	項目	指導内容	方法
導入プログラム	オリエンテーション	受講の目的及び意義について理解させる。 事件に対する現在の心境、被害者等に対する正直な気持ち等を振り返らせる。	<ul style="list-style-type: none"> ・講義 ・グループワーク ・個別面接
	事件の振り返り	自己の事件を振り返り、事件に至った自己の問題点について考えさせる。	<ul style="list-style-type: none"> ・講義 ・グループワーク ・個別面接 ・課題作文
	被害者及びその遺族等の被害に関する心情及び置かれている状況の理解と今後の受刑生活の在り方	被害者及びその遺族等の被害に関する心情及び置かれている状況について、事例を基に学ばせる。 被害者及びその遺族等に対する謝罪及び被害弁償の状況について整理させる。 受刑期間を通じて事件並びに被害者及びその遺族等に向き合う動機付けを高めさせる。	<ul style="list-style-type: none"> ・講義 ・視聴覚教材の視聴 ・グループワーク ・個別面接
準備プログラム	本科プログラムの実施に向け、導入プログラム及び本科プログラムの各項目のうち対象者に指導する必要性が高いと認められるものについて、当該項目に準じて行う。		
本科	オリエンテーション	受講の目的及び意義を理解させる。 (カリキュラムの説明、動機付け)	<ul style="list-style-type: none"> ・講義
	命の尊さの認識	命の尊さ及び生死の意味について、具体的に考えさせる。	<ul style="list-style-type: none"> ・講話（ゲストスピーカー等） ・グループワーク ・課題読書指導

ロ グ ラ ム			(被害者の手記等)
	被害者及びその遺族等の被害に関する心情及び置かれている状況並びに法第85条第3項の規定により聴取した心情等の理解	被害者及びその遺族等の被害に関する心情及び置かれている状況並びに法第85条第3項の規定により聴取した心情等について、様々な観点から多角的に理解させる。 ①精神的側面 ②身体的側面 ③生活全般 ④個々の被害者等の心情等	・講話(ゲストスピーカー等) ・講義 ・視聴覚教材の視聴 ・グループワーク ・役割交換書簡法 ・個別面接 ・課題読書指導(被害者の手記等)
	罪の重さの認識	犯罪行為を振り返らせ、客観的に自己が犯した罪の重さ、大きさを認識させる。	・グループワーク ・役割交換書簡法 ・課題作文
	謝罪及び被害弁償についての責任の自覚	被害者及びその遺族等に対して、謝罪及び被害弁償の責任があることについて自覚させる。	・講話(ゲストスピーカー等) ・グループワーク ・役割交換書簡法
	具体的な謝罪及び被害弁償の方法	具体的な謝罪及び被害弁償の方法について自己の事件に沿って考えさせる。	・グループワーク ・役割交換書簡法 ・課題作文
再び罪を犯さない決意	再び罪を犯さないための具体的方策を考えさせる。	・講義 ・視聴覚教材の視聴 ・グループワーク	

継続プログラム	謝罪及び被害弁償についての責任の自覚を深め、その方法を具体化するため、導入プログラム及び本科プログラムの各項目のうち対象者に指導する必要性が高いと認められるものについて、当該項目に準じて行う。
---------	--

別紙5 交通安全指導の標準プログラム

1 指導の目標

交通違反や事故の原因等について考えさせることを通じて、遵法精神、責任観念、人命尊重の精神等を涵養^{かんよう}すること。

2 対象者

被害者の生命及び身体に重大な影響を与える交通事故を起こした者並びに重大な交通違反を反復した者とする。

3 指導項目

おおむね、以下の項目について指導すること。

- (1) 運転者の責任と義務
- (2) 一般犯罪と交通犯罪
- (3) 酒と生活
- (4) 今回の事犯のもたらした代償
- (5) 罪の重さの認識
- (6) 被害者及びその遺族等への対応
- (7) 出所後の生活

4 指導方法

- (1) 講義、グループワーク、SST、ゲストスピーカーによる講話等を適宜組み合わせて実施すること。
- (2) 集団の編成に当たっては、事犯内容に応じた編成とするよう配慮すること。

5 指導を行う者

- (1) 職員
- (2) 民間協力者
被害者団体、民間自助団体等の関係者、警察関係者等の協力を得るよう努めること。

6 指導時間数、頻度及び期間

各刑事施設の実情に応じ、また、対象者の資質及び指導の効果等を考慮して、おおむね、以下を目安に実施すること。

- (1) 指導時間数
1 単元 50 分、10 単元を標準とすること。
- (2) 頻度
各単元間に適当な間隔を空けること。
- (3) 期間
3 か月から 6 か月までを標準とすること。

7 指導に当たって配慮すべき事項

具体的な指導内容及び方法については、別表「交通安全指導カリキュラム」を基準とすること。

8 その他

上記2の対象者のうち、アルコール依存症が認められる者又はその疑いがある者については、アルコール依存症から回復するための指導（アルコール依存回復プログラム）を併せて受講させることができること。

別表 交通安全指導カリキュラム

項目	指導内容	方法
オリエンテーション	受講の目的及び意義を理解させる。 (カリキュラムの説明、動機付け)	・講義
運転者の責任と義務	刑事上、民事上、行政上及び道義上の責任並びに免許制度及び保険制度についての知識を付与するとともに、人命尊重、遵法精神及び自己管理能力の大切さについて考えさせる。	・講義 ・グループワーク
一般犯罪と交通犯罪	交通事犯者の特性について理解を深めさせるとともに、再犯を防止するための方策等について考えさせる。	・講義 ・グループワーク
酒と生活	飲酒が身体、行動等に及ぼす影響について理解を深めさせるとともに、飲酒運転の危険性及び防止策について考えさせる。	・講義 ・グループワーク ・視聴覚教材の視聴
今回の事犯のもたらした代償（その1）	交通事故のもたらす代償の大きさ及び自己の行動が、家族、職場などに与えた影響について洞察させ、今後の行動について考えさせる。	・講義 ・グループワーク ・視聴覚教材の視聴
今回の事犯のもたらした代償（その2）	自己の行動が被害者及びその遺族等に与えた物質的及び精神的被害について考えさせるとともに、被害者及びその遺族等の置かれている厳しい現状について理解させる。	・グループワーク ・視聴覚教材の視聴 ・講話（ゲストスピーカー等）
罪の重さの認識	本件について振り返らせるとともに、運転歴及び違反歴を踏まえて運転技術、知識、態度、マナーなどについて考えさせる。	・グループワーク ・課題作文
被害者及びその遺族等への対応	被害者及びその遺族等に対して、謝罪及び弁償の責任があることについて自覚させ、それらを実施するための具体的な方法について考えさせる。	・グループワーク ・視聴覚教材の視聴 ・SST

出所後の生活	出所後の具体的な生活設計及び再犯を起さないための方策について考えさせる。	・ S S T ・ グループワーク
--------	--------------------------------------	----------------------

別紙6 暴力防止指導の標準プログラム

1 指導の目標

(1) コアプログラム

自己の暴力に至るパターンを理解し、自己の暴力及び事件による被害者に対する影響及び責任を認識させるとともに、適切に自己の考え及び感情を表現するための具体的な方法を習得させること。

(2) オプションプログラム

ア 児童虐待

自己の子供との関わり方を振り返り、不適切な関わりにつながる思考及び感情のパターンを理解させるとともに、子供との適切な関わり方を習得させること。

イ 配偶者等暴力

配偶者等暴力（以下「DV」という。）につながる思考及び感情のパターンを振り返り、自己の行為が被害者等に与えた影響及び責任について認識させるとともに、配偶者等との適切な関わり方並びに適切に自己の考え及び感情を表現するための具体的な方法を習得させること。

2 対象者

(1) コアプログラム

殺人、傷害、傷害致死、暴行などの身体に対する有形力の行使により、他人の生命又は身体の安全を害する犯罪の原因となる認知の偏り又は自己統制力の不足等がある者とする。

ただし、別紙3の2の(1)にも該当する者については、性犯罪再犯防止指導の対象者とするものとし、当該対象者であって、刑事施設の長が特に必要と認めるものについては、同指導に加えて本指導の対象者とする。

(2) オプションプログラム

ア 児童虐待

コアプログラム対象者のうち、次の(ア)又は(イ)に該当する者とする。

(ア) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を行い、当該虐待行為により刑の執行を受けている者

(イ) 犯罪又は非行の経歴、これまでの生活状況等を踏まえて児童虐待を反復する傾向が認められる者

イ DV

コアプログラム対象者のうち、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者とする。

(ア) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第30号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第1条第1項に規定する身体に対する暴力等（以下「身体に対する暴力等」という。）を行い、同行為により刑の執行を受けている者

- (イ) 配偶者暴力防止法第4章に定める保護命令を受けている者
- (ウ) 犯罪又は非行の経歴、これまでの生活状況等を踏まえて配偶者への身体に対する暴力等を反復する傾向が認められる者

3 指導項目

おおむね、以下の項目について指導すること。

(1) コアプログラム

- ア 暴力のパターンを理解する
- イ 思考の「くせ」
- ウ 「感情」を理解する
- エ 「身体反応」を理解する
- オ 被害者と責任
- カ 再発防止と今後の計画

(2) オプションプログラム

- ア 児童虐待
 - (ア) 自分の「養育」を理解する
 - (イ) 子供との関わり方を考える
 - (ウ) 再発防止に向けた今後の計画
- イ DV
 - (ア) パートナーへの暴力を理解する
 - (イ) パートナーとの対等な関係
 - (ウ) 再発防止に向けた今後の計画

4 指導方法

(1) コアプログラム

グループワーク、ロールプレイ、課題学習、個別面接等の方法により実施すること。

グループワークは、1グループおおむね8名程度までの対象者及び各回2名程度の指導を行う者によって構成するグループで行い、原則としてグループの構成員は固定とすること。

(2) オプションプログラム

上記(1)と同様とするが、グループの構成が難しい場合は、個別指導を中心に実施しても差し支えないこと。

5 指導を行う者

(1) 職員

(2) 民間協力者

必要に応じ、犯罪被害者及びその遺族等、犯罪被害者支援団体のメンバー、暴力問題に関する研究者等の協力を得よう努めること。

6 指導時間数、頻度及び期間

各刑事施設の実情に応じ、また、対象者の資質及び指導の効果等を考慮して、おおむね、以下を目安に実施すること。

(1) コアプログラム

ア 指導時間数

1 単元 60 分から 90 分まで、10 単元を標準とすること。

イ 頻度

各単元間に適当な間隔を空けること。

ウ 期間

3 か月から 4 か月までを標準とすること。

(2) オプションプログラム

ア 指導時間数

1 単元 60 分から 90 分まで、5 単元を標準とすること。

イ 頻度

各単元間に適当な間隔を空けること。

ウ 期間

1 か月から 2 か月までを標準とすること。

7 指導に当たって配慮すべき事項

具体的な指導内容及び方法については、別表「暴力防止指導カリキュラム」を基準とすること。

別表 暴力防止指導カリキュラム

科目	項目	指導内容	方法
コアプログラム	オリエンテーション	受講の目的及び意義を理解させ、受講に対する動機付けを行う。	・グループワーク ・個別課題 等
	暴力のパターンを理解する	認知行動療法の基本モデルを理解させるとともに、同モデルに基づく自己の暴力のパターンを検討させる。	・グループワーク ・個別課題 等
	思考の「くせ」	暴力につながりやすい自己の思考の「くせ」を理解させるとともに、適切に対応するための思考を検討させる。	・グループワーク ・個別課題 等
	「感情」を理解する	暴力の背景にある感情及び気付きにくい感情について整理させるとともに、暴力以外の表現方法について検討させる。	・グループワーク ・個別課題 等
	「身体反応」を理解する	怒り及び身体反応について理解させるとともに、適切な対処方法を検討させる。	・グループワーク ・個別課題 等
	被害者と責任	被害者への影響及び自身の責任について考えさせるとともに、暴力につながらない対処方法を検討させる。	・グループワーク ・個別課題 等
	再発防止と今後の計画	プログラム全体を振り返り、「再発防止計画」を作成させるとともに、暴力を繰り返さない具体的方策を検討させる。	・グループワーク ・個別課題 等
オプションプログラム (児童虐待)	オリエンテーション	受講の目的及び意義を理解させ、受講に対する動機付けを行うとともに、これまでの「養育」について振り返らせる。	・グループワーク ・個別課題 等
	自分の「養育」を理解する	自己が受けた養育及び子供への関わりを整理させるとともに、不適切な関わりにつながる思考及び感情のパターンに気付かせる。	・グループワーク ・個別課題 等
	子供との関わり方を考える	子供に対する感情等に気付かせるとともに、適切な関わり方及び対処方法について検討させる。	・グループワーク ・個別課題 等

	再発防止に向けた今後の計画	子供との関わり方及び危機場面の対応など、再発防止に向けた具体的方策を検討させる。	・グループワーク ・個別課題 等
オプションプログラム（DV）	オリエンテーション	受講の目的及び意義を理解させ、受講に対する動機付けを行うとともに、これまでのパートナーとの関わりについて振り返らせる。	・グループワーク ・個別課題 等
	パートナーへの暴力を理解する	DVにつながる思考及び感情について整理させるとともに、暴力によらない適切な思考及び感情の伝え方を検討させる。	・グループワーク ・個別課題 等
	パートナーとの対等な関係	パートナーに与えた影響等を振り返らせるとともに、対等な関わりについて検討させる。	・グループワーク ・個別課題 等
	再発防止に向けた今後の計画	パートナーとの関わり方及び危機場面の対応など、再発防止に向けた具体的方策を検討させる。	・グループワーク ・個別課題 等